



平成25年5月15日

各 位

会社名 東芝機械株式会社
代表者名 取締役社長 飯村 幸生
(コード番号6104 東証第1部)
問合せ先 総務部長 高木 慎司
(TEL. 055-926-5141)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成25年5月15日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成25年6月26日開催予定の第90期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 社外取締役および社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、今後も広く人材を招聘することができるよう、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役および社外監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定を新設するものであります。なお、社外取締役との責任限定契約に関する規定の新設(変更案第25条)は、監査役全員の同意を得ております。
- (2) 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行なうものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示す)

現行定款	変更案
第1条～第24条 (省略) (新設)	第1条～第24条 (現行どおり) <u>(社外取締役との責任限定契約)</u> 第25条 当社は、 <u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>
第25条～第30条 (省略) (新設)	第26条～第31条 (現行どおり) <u>(社外監査役との責任限定契約)</u> 第32条 当社は、 <u>会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>
第31条～第36条 (省略)	第33条～第38条 (現行どおり)

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

平成25年6月26日(水)(予定)

定款変更の効力発生日

平成25年6月26日(水)(予定)

以上